## 社会福祉法人の力を地域に

### ~社会福祉法人の地域における公益的な取組を紹介~

社会福祉法が改正され、全ての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが責務とし て規定されました。社会福祉法人の公益性・非営利性など、その本旨に従い、他の事業主体では困難な 福祉ニーズへの対応が求められています。

2019年1月掲載

# 「 社福バスを活用した支援者間の見守り体制構築 」

能登福祉会・緑会・七尾市社会福祉協議会

七尾市内で特別養護老人ホーム等を経営している社会福祉法人能登福祉会と緑会は、石川県社会 福祉法人経営者協議会のモデル事業を受け、平成 29 年から公共交通空白地の移動支援に取り組ん でいます。



デイサービス等の送迎車を活用。社会福 祉法人が運行するバスとしてシンプルに 『社福バス』と命名

#### 「社福バスの運行」

公共交通空白地の解消を目的に、七尾市役所・七尾市社会福 祉協議会・社会福祉法人(能登福祉会と緑会)で実施の可能性を 模索し、2法人が介護保険事業所を運営している東湊地区(殿 町・沢野町周辺) にターゲットを絞り企画しました。運行にあた っては、「空白地」住民を目的地まで送迎してしまうと、路線バ スの利用者はさらに減少し廃線につながってしまうため、送迎 先をバス停までにするなど留意しています。

#### 「地域の活動として」

まず、対象地域の町会関係者や民生委員などに対し、七尾市 社協と協力し地域説明会を開催しました。

会員登録が必要なこと、デイサービス送迎車を活用するため、 利用料は無料であること、ただし、未稼働時の活用なため、路線 バスとの接続ダイヤが限定されること、利用に際しては前日ま でに予約が必要なこと等を説明しました。

このような準備をふまえ、地域の賛同を得、対象地域にチラシ を全戸配布し住民に周知しました。また、民生委員より移動支 援が必要な方々にバスの運行内容や登録方法などを説明し訪問 していただきました。



も「大変助かっています」

## 「支援者間の見守り体制構築」

社福バスの運行に加え、送迎時に利用者 や地域住民の異変を感じた場合の連絡体 制構築づくりを七尾市社協から提案があ りました。送迎バスの運転手と町会長、民 生委員との顔合わせ、普段の運行等で 気にかかっていることなどを話し合い、



見守り活動について意見交換を行 う参加者たち

緊急対応が必要な場面に遭遇した場合など、日頃から施設職員と民生委員等 の支援者間での情報共有や、連絡を取り合う体制づくりを行いました。

せっかくの活動なのでもっと登録者を増やすよう潜在ニーズの掘り起し ご夫婦で登録されている方 調査を東湊地区社協と民児協が行うことも決まりました。地域の活動として 定着するよう関係者の話し合いを続けていきます。

【問い合わせ】 七尾市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 0767(52)2099

◇◇◇地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。◇◇◇